

## ユース等育成選手規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟  
2013年4月8日制定・施行  
2014年11月28日一部改正  
2015年11月28日一部改正  
2016年12月9日一部改正  
2017年12月1日一部改正  
2018年2月10日一部改正  
2018年12月1日一部改正  
2020年7月25日一部改正  
(2021年1月1日施行)  
2021年2月21日一部改正  
(同年3月16日施行)  
2021年12月17日一部改正

(目的)

- 第1条 パラリンピックを目指すユース等若い世代の選手育成を目的とし、合宿への参加、ユース等対象の国際大会派遣などの機会をつくるとともに、競技力の向上だけでなく、代表選手としての心構え、競技規則やクラス分け、ドーピング等の理解等を通して、将来の日本代表選手としてのレベルアップを目指す。
- 2 育成選手強化にあたっては、本規程による育成指定選手のうちから特別に選手を選考して強化にあたることもある。その選考などは別に定める。また、パラリンピック、世界選手権、パンパシフィック、アジアパラ、アジアユースの各競技大会の代表選考は、主に日時を定めた競技会での選考方式とし、方針や基準はその都度定める。

(対象)

- 第2条 育成選手はS指定選手、A指定選手及びB指定選手に分類し、第1号又は第2号及び第3号から第8号のすべてを満たす者を育成S指定選手又は育成A指定選手とする。また、第1号及び第3号から第8号までのすべてを満たしている者を、育成B指定選手とする。

- (1) 一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「JPSF」という。）会員登録者で1月1日現在、満10歳以上満17歳以下であること。
- (2) 18歳以上で受傷後の年数などが浅くJPSF会員登録5年以内の選手であって、発掘担当者の推薦があること。
- (3) 世界パラ水泳連盟（以下「WPS」という。）公認及びJPSF主催・公認長水路大会の記録が別表の標準記録を突破していること。
- (4) ステータスJR以上のクラスを持っていること。
- (5) 将来も含め国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）ライセンス登録の意思のあること。
- (6) 健康上の問題がなく、競技水泳を行う上で心身ともに適した状態であること。
- (7) アスリートとして、礼儀と規律を遵守できること。
- (8) 18歳未満の者は、保護者の承認が得られること。

(選考及び登録)

- 第3条 育成選手の取り扱いは、次による。

- (1) 決定は毎年1月1日付で行い、同年12月31日まで有効とする。JPSFが別に定める期間の記録に基づいて、別に定める日までに申請があった者を審査し、決定する。ただし、追加の審査・決定を妨げない。
- (2) 審査決定は、申請書提出ののち育成指定選手選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行う。なお、選考委員会は「国際大会強化指定選手規程」にある選考委員会をもって充てる。
- (3) 決定された選手は、JPSF育成選手として登録される。

(4) 育成選手の決定にあたっては、選手から健康状態が分かる資料等の提出を求め、判断する。

(5) 育成選手の数は、予算や諸条件を勘案し、選考委員会でその都度決定する。

(6) 1年間の登録料は、運営委員会で決定する。

(取り消し)

第4条 J P S F が、登録された育成選手において第2条で定める条件を満たさないと判断したとき、又はクラス変更や医学的問題が生じた場合は、登録を取り消すことができる。

(活動)

第5条 育成選手は、J P S F が実施する次の事業に参加する。参加に要する費用は自己負担とする。ただし、助成金等により負担が軽減される場合がある。

(1) 指定選手合宿（人数・対象などその都度決定する。）

(2) J P S F の派遣する国際大会への参加（参加条件はその大会ごとに設定する。）

(3) 地域エリアごとの事業

(遵守事項)

第6条 育成選手は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。遵守できない場合は書面によりその理由を申し出て、承認を得なければならない。

(1) 指定された合宿等の事業への参加

(2) 指定された国内競技会等への参加

(3) 指定された連盟等行事への参加協力

(4) マスコミなどから取材がある場合の事前届出

(5) 自己競技力向上プランの定期的な置き換え及び練習状況の報告

(6) 健康など医学的状況変化の報告

(7) アンチ・ドーピングに関する規程並びに I P C、W P S、J P S F、世界水泳連盟（F I N A）及び公益財団法人日本水泳連盟等の規則が適用されるので留意すること。

附 則

この規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、2017年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、2021年12月17日から施行する。